

歩掛参考見積募集要領
(見積名称：滝沢ダム堤体観測設備他設計業務)

次のとおり歩掛参考見積を募集します。

令和8年 1月21日

独立行政法人水資源機構
荒川ダム総合管理所
所長 山中 充治
(公印省略)

1. 目的

この歩掛参考見積の募集は、荒川ダム総合管理業務で予定している業務の積算の参考とするための作業歩掛を募集するものです。

2. 参考見積書提出の資格

- (1) 水資源機構における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格業者の認定を受けていることとします。
- (2) 営業に関し法律上必要とされる資格を有していることとします。
- (3) 水資源機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成6年5月31日付け6経契第443号）に基づき、利根川水系及び荒川水系関連区域において指名停止を受けていないこととします。

3. 参考見積書の提出等

参考見積書は、次に従い提出してください。

- (1) 参考見積書は、作業項目毎に必要な技術者、資機材の人数等を記載して提出して下さい。なお、参考見積書の様式は添付のEXCEL様式（荒川ダム総合管理所ホームページよりダウンロードできます）を使用して下さい。
- (2) 提出期間：令和8年1月21日（水）から令和8年2月3日（火）まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、
9時から16時まで

(3) 提出先

独立行政法人水資源機構荒川ダム総合管理所 所長 山中 充治 宛

【担当】総務課 佐古田

〒369-1801 埼玉県秩父市荒川久那4041

TEL 0494-23-1431 FAX 0494-23-7912

電子メールアドレス : nyukei_arakawa@water.go.jp

(4) 提出方法

書面は持参、電子メール、郵送又はファクシミリ（社印があること）により提出するものとします。

※押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。

4. 参考見積内容

(1) 業務基本条件

滝沢ダムにおける既存の堤体観測システム、堤体左右岸及び貯水池周辺斜面観

測システム更新に必要な詳細設計、遠隔による防災操作に必要な下流河川遠隔監視カメラ設置検討

(2) 業務作業項目、作業内容

別紙-1の「参考見積仕様書」のとおりとします。

(3) 業務費の構成と歩掛見積徴取範囲

- ① 本歩掛参考見積を適用する業務費の構成は、当機構が別に制定する「積算基準及び積算資料（各編）」（以下「基準書」という。）によるものとします。
- ② 歩掛参考見積徴取範囲は基準書で定義されている直接人件費のうち、上記（2）「業務作業項目、作業内容及び作業数量」を実施する為に必要な技術者、資機材の人数等を徴取します。

(4) 業務期間の見積

提出様式に示すとおり各業務区分の1式当たり作業日数及び1設置候補地点の作業日数を徴取します。

(5) 技術者の職種と定義

国土交通省が公表している「令和7年度設計業務委託等技術者単価」における「技術者の職種区分定義」によるものとします。

5. 募集要領に対する質問

この募集要領に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出してください。

- (1) 提出期間：令和8年1月21日（水）から令和8年1月26日（月）まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時から16時まで
- (2) 提出場所：3. (3) と同じ。
- (3) 提出方法：3. (4) と同じ。

6. 質問に対する回答

質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

- (1) 閲覧期間：令和8年1月29日（木）から令和8年2月3日（火）まで
- (2) 閲覧方法：荒川ダム総合管理所ホームページに掲載します。

7. 参考見積条件

有効期限：令和9年3月31日

8. 参考見積書作成及び提出に要する費用

参考見積提出者の負担とします。

9. ヒアリング

提出していただいた参考見積書についてヒアリングを実施することがあります。

10. その他

この参考見積書をご提出いただいたことで、業務の指名又は競争参加資格をお約束するものではありません。

ご提出いただいた参考見積書は、業務積算の目的以外には使用いたしません。

参考見積仕様書

第1節 業務目的

本業務は、「堤体観測設備ならびに堤体左右岸及び貯水池周辺斜面観測設備（以下「堤体観測システム等」という。）」の更新に必要な詳細設計、遠隔による防災操作に必要な下流河川遠隔監視カメラ設置検討を行うものである。

第2節 業務内容

1. 堤体観測システム等更新設計

1-1 業務目的

本業務は、滝沢ダムの堤体観測システム等を更新するため、工事発注に必要な設計を行い、経済的かつ合理的に工事費用を予定するための資料を作成することを目的とする。

1-2 設計条件および要件

設計条件は、次のとおりとする。ただし、設計条件は業務の進捗、関連設備との関係により変更することがある。

1. 既設堤体観測設備のシステム構成図は、別図－1のとおりである。
2. 既設「堤体観測システム等」では、別図－1で示すシステム構成図のほかに別図－2のとおりKVMにより同じキーボード・モニタ・マウスで「堤体観測設備のほか、水質自動観測装置および地震観測装置」（以下、「各観測装置」という。）のデータを映像切替により閲覧できる。
3. 新設「堤体観測システム等」では観測機器、通信機器、監視装置、記録装置および遠隔監視機器等の更新を設計の対象とする。新設「堤体観測システム等」の観測項目、精度、観測頻度は既設同様を基本とするが、システムを構成する各観測装置と共有できる装置等については共有化を検討するものとし、コスト縮減を図るものとする。
4. ライフサイクルコストを踏まえた設備設計を行うものとする。
5. 設置後の維持管理が容易となるようICT（Information and Communication Technology）を積極的に採用した設備設計を行うものとする。
6. 貯水池周辺斜面観測設備における計器一覧は別紙－2のとおりである。既設堤体左右岸及び貯水池周辺斜面観測設備のシステム構成図は別図－3のとおりである。なお、設計条件としては以下のとおりである。
 - ・別表－1「1) グループI」について、既設観測設備更新について検討を行うこと。
 - ・別表－1「2) グループII」に記載のある既設観測設備更新についての検討は本業務には含まない。なお、既設観測機器のデータは新設する「堤体観測システム等」においても継続して観測を行うことができるよう、上位局へデータ伝送を行う通信機器の検討を行うものとする。
7. 既設「堤体観測システム等」では水質自動観測装置の計測値をWEBブラウザ上で閲覧できる。

各観測装置の計測値データを現在から過去14日分以上をWEBブラウ

ザ上で閲覧およびデータ（エクセルまたはCSVデータ）のダウンロード可能とする検討については、本業務に含むものとする。なお、WEBブラウザのリンクは調査職員から受注者宛て別途通知する。

8. 「堤体観測システム等」の装置間の配線及び関連設備との配線の設計および動作中信号にかかる配線の設計は、本業務に含むものとする。
9. 「堤体観測システム等」では別図-3のとおりNTT専用回線によるデータ伝送を行っている。NTT専用回線は令和11年3月にサービス提供終了するため、これに代わる通信手段を用いた通信機器選定を行うこと。
10. 撤去設置を行うにあたり、搬入及び搬出経路の選定並びに搬入及び搬出方法の検討を行うこと。
11. 「堤体観測システム等」を構成する装置等への電源供給を行う無停電電源装置及びその配線の設計は、本業務に含むものとする。
12. ケーブル配線に使用するピット、管路等は、既設流用を基本とするが、現地踏査の結果、既設流用が困難な場合及び設備停止時間が長くなる場合は、設計変更とし、更新について検討を行い設計することを追加指示する。
13. 既設設備から新設設備への切換時間は、ダム管理への影響を極力少なくし最短で行うよう検討を行い設計するものとする。
14. 受注者は、工事特記仕様書・図面等を基に価格調査資料を作成するものとし、成果品に先行して調査職員に提出すること。
価格調査資料とは、工事費積算における機器単価、物価資料に掲載されていない材料単価、積算基準等に明示されていない労務単価（歩掛）及び機械経費について、発注事業所名を伏せて調査するための仕様書等を指す。
15. 図面の作成に当たっては、特記仕様書別図と参考図（参考資料）の区分を行い作成すること。

1-3 業務内容

業務内容は、独立行政法人水資源機構が別に定める電気通信設備設計業務共通仕様書（令和4年4月）によるほか以下のとおりとする。

1. 計画準備

業務の実施にあたり、業務の目的および作業内容に基づき、業務計画書を立案するとともに、業務実施に必要な準備を行うものとする。

2. 現地踏査

- (1) 既設設備の運用状況・設置状況調査、設計に必要な資料の収集・整理
- (2) 既設設備の課題抽出および整理、特記仕様書と貸与資料の整合性確認
- (3) 資機材搬入路等の施工性および施工計画立案に必要な現地状況の把握
- (4) その他必要な調査

3. 現地調査

本業務では対象外とする。

4. 設計図作成

次に示す設計図を作成するものとする。設計図は新設機器及び撤去機器についてそれぞれ作成すること。なお、作成する図面の様式は調査職員が別途指示するものとする。

- (1) 位置図

- (2) システム構成図
- (3) 外形図及び機器実装図
- (4) 機器間配線接続図（配線系統図）
- (5) 機器配置図（平面図）
- (6) 機器据付図

5. 関連機関との協議資料の作成

「堤体観測システム等」を設置する際の土地所有者の確認、周囲の建物の確認、各種法令手続きに関する申請書（案）作成作業を行うものとする。

受注者は、工事発注・施工に際し必要となる関係機関等との協議に使用する資料を作成し、提出するものとする。また、同資料の電子データ（ファイル）は、成果品と合わせて提出すること。

- (1) 工事発注・施工に際し必要となる申請等一覧（リスト） 1式
- (2) 工事施工に際し必要となる申請・協議・届出資料 1式

6. 数量計算

工事体系および土木工事数量算出要領に基づき、工種別に数量計算書としてとりまとめる。数量計算書には、算出根拠の図面を添付するものとし、積算に対応できるようにとりまとめるものとする。

新設機器の輸送重量、撤去機器及び材料の運搬重量の算出を行うこと。

なお、据付・撤去材料の計上の範囲等は、調査職員に確認する。

7. 概算工事費積算

算出した数量を基に、各工種の単価を作成し、概算工事費を算定する。

8. 照査報告書の作成

照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行うこと。

9. 報告書作成

(1) 特記仕様書

工事発注に必要な特記仕様書・図面・数量計算書作成等を行うこと。更新工事は本業務の成果物に基づき発注される。特記仕様書の様式等は、調査職員が指定する最新の作成例に基づいて作成する。

(2) 耐震検討

新設設備の耐震計算を行うこと。

(3) 施工計画書（工事工程計画含む）

施工計画書の作成に当たっては、搬出入計画（搬入工程、搬入に使用する機械、搬入経路及び機械配置等）のほか、仮設及び新旧設備移行計画は、工程・仮設位置・移行手順・ダム管理への影響等について計画書を作成するものとする。

(4) 報告書

業務の成果をとりまとめ、報告書を作成するものとする。なお、本業務における各検討結果をとりまとるとともに、留意点、課題及び今後検討するべき項目及び検討内容についてもとりまとめるものとする。

1-4 業務上の留意事項

1. 本業務は、工事発注に必要な設計図書等の資料を作成することを十分理解

し、発注者と緊密な連絡をとり、手戻りのないよう業務の履行にあたらなければならない。

2. 設計に当たっては、社会的条件・維持管理・施工性・安全性・経済性等について十分考慮しなければならない。
3. 設計に適用した基準等は、「出典先」を報告書に記載するものとする。
4. 構造計算に当たっては、「(1) 適用基準 (2) 設計条件 (3) 計算式及び計算結果」等、順を追って確認出来るようまとめるものとする。
5. 数量計算書には、算出根拠の図面を添付するものとする。
6. 貸与資料の報告書を引用する際は、出来るだけコピーを添付又は引用ページを記載するものとする。
7. 設計作業に当たっては、貸与資料の成果内容を十分検討し、設計業務の参考とするものとする。
8. 受注者は、電子計算機により設計計算を行う場合、計算過程を手計算によりチェックし、計算過程を明記したものを報告書に添付するものとする。
また、使用プログラムと使用機種については、事前に調査職員の承諾を得なければならない。

1－5 資料の貸与及び返却

1. 本業務の貸与資料は、次のとおりである。
 - (1) 滝沢ダム堤体観測設備設置工事 完成図書（平成 18 年 1 月）
 - (2) 滝沢ダム地すべり自動観測システム改造業務
報告書（平成 24 年 1 月）
 - (3) 滝沢ダム斜面観測設備整備工事 完成図書（平成 25 年 3 月）
 - (4) 滝沢ダム貯水池周辺斜面の観測データ検討業務
報告書（令和 6 年 3 月）
 - (5) 荒川ダム総管観測設備保守業務 点検業務報告書（令和 7 年 3 月）
 - (6) その他、調査職員が必要と認めた資料
2. 受注者は、本業務を実施するに当たり、上記 1. に定める以外の資料が必要となった場合は、調査職員と協議するものとする。
3. 受注者は、上記 1. に定める貸与資料の他、履行に必要な図書等を閲覧・借用出来るものとする。受注者は予め必要となる図書類等を検索・抽出し、調査職員に確認を得ること。

2. 下流河川遠隔監視カメラ設置検討

2-1 業務内容

1. 計画準備

業務の実施にあたり、業務の目的および作業内容に基づき、業務計画書を立案するとともに、業務実施に必要な準備を行うものとする。

2. 遠隔監視カメラ設置候補地の現地調査

別途貸与する「滝沢ダム遠隔操作時下流巡視代替方法検討業務(以下「既往成果」という)」で検討した遠隔監視カメラ設置候補地(以下「候補地」という)の現地調査を行うものとする。現地調査を行う地点は別図－4「【参考図】遠隔監視カメラ設置候補地」のとおり 13 地点とする。現地調査の着眼点とし

て河川内への進入路状況、土地の利用状況、遠隔監視カメラの設置に必要な公共通信網整備状況、商用電源、太陽光発電の設置の可否等について確認し、整理を行うものとする。

なお、現地調査の結果、候補地が遠隔監視カメラの設置箇所として不適切な場合は、代替の候補地を新たに設定するものとする。この場合は設計変更を行うものとする。

3. 地元調整補助・法手続き補助

遠隔監視カメラ等を設置する際の土地所有者の確認、周囲の建物の確認、土地所有者との設置許可に関する各種調整の補助、道路占用・河川占用等の法手続きに関する申請書(案)作成作業を行うものとする。

4. 電気配線等の詳細設計

監視カメラ等を設置する際の電力の引込み地点、道路管理者との事前協議を踏まえた内容で配線ルート・設置方法等を確定し必要な詳細設計、地形や設置形態に合わせた電気配線・カメラの設置に要する金具類等の詳細設計を行うものとする。

5. 工事発注に必要な図面数量・仕様書の作成

上記2から4の結果を踏まえ、工事発注に必要な図面数量・仕様書等の作成、概算工事費の算出を行うものとする。作成する図面は以下のとおりである。

- (1) 取付詳細図
- (2) 全体平面図
- (3) 金具製作図
- (4) その他、調査職員が指示した図面

6. 報告書の作成

上記1から5の結果を踏まえ業務の成果をとりまとめ、報告書を作成するものとする。

2-2 資料の貸与及び返却

1. 本業務の貸与資料は、次のとおりである。
 - (1) 滝沢ダム遠隔操作時下流巡視代替方法検討業務（令和6年3月）
 - (2) その他、調査職員が必要と認めた資料
2. 受注者は、本業務を実施するに当たり、上記1. に定める以外の資料が必要となつた場合は、調査職員と協議するものとする。
3. 受注者は、上記1. に定める貸与資料の他、履行に必要な図書等を閲覧・借用出来るものとする。受注者は予め必要となる図書類等を検索・抽出し、調査職員に確認を得ること。

－以上－

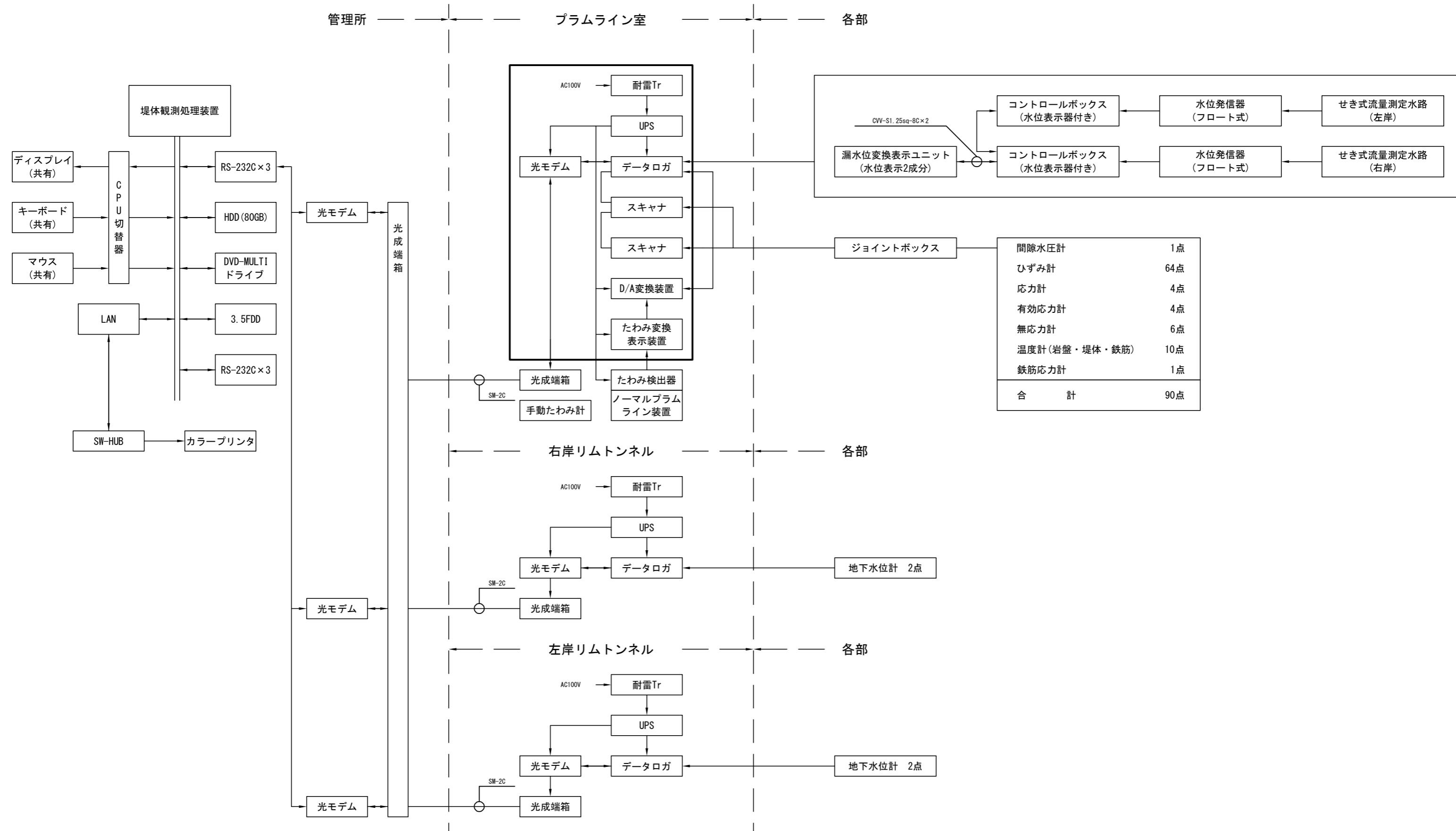
貯水池周辺斜面観測設備における計器一覧

1) グループ I

ブロック名	観測局名	備考
R-18	浜平対岸地区現地観測局 (C 2)	
R-43	浜平対岸地区現地観測局 (C 2)	
R-20	遊仙橋地区現地観測局 (C 3)	
R-27	塩沢地区現地観測局 (C 4)	
R-28	塩沢地区現地観測局 (C 4)	
R-29	塩沢地区現地観測局 (C 4)	
盆栽山	浜平対岸地区現地観測局 (C 2)	
L-20(一次すべり)	滝ノ沢橋地区現地観測局 (C 6)	
H19対策上流	滝ノ沢地区現地観測局 (C 7)	
L-21_D測線、CD測線、DI測線	滝ノ沢地区現地観測局 (C 7)	
L-22下流(B測線)	滝ノ沢上流地区現地観測局 (C 8)	
L-22(一次すべり)	滝ノ沢上流地区現地観測局 (C 8)	
L-20(二次すべり)	滝ノ沢地区現地観測局 (C 7)	
L-21(二次すべり)	滝ノ沢地区現地観測局 (C 7)	
L-22(二次すべり)	滝ノ沢上流地区現地観測局 (C 8)	

2) グループ II

ブロック名	観測局名	備考
R-12	向山地区現地観測局 (C 1)	
R-13	向山地区現地観測局 (C 1)	
R-15	向山地区現地観測局 (C 1)	
R-19	遊仙橋地区現地観測局 (C 3)	
R-21	遊仙橋地区現地観測局 (C 3)	
R-22	遊仙橋地区現地観測局 (C 3)	
R-23	遊仙橋地区現地観測局 (C 3)	
R-24	塩沢地区現地観測局 (C 4)	
向山上流	向山地区現地観測局 (C 1)	
L-6	ダムサイト左岸地区現地観測局 (C 5)	
L-13	ダムサイト左岸地区現地観測局 (C 5)	
L-14	滝ノ沢橋地区現地観測局 (C 6)	
滝ノ沢下流	滝ノ沢橋地区現地観測局 (C 6)	
L-20	滝ノ沢橋地区現地観測局 (C 6)	
H19対策最下流	滝ノ沢地区現地観測局 (C 7)	
H19対策下流	滝ノ沢地区現地観測局 (C 7)	
H19対策中央	滝ノ沢地区現地観測局 (C 7)	
L-21_I測線、I'測線	滝ノ沢地区現地観測局 (C 7)	
L-21_L測線	滝ノ沢地区現地観測局 (C 7)	
L-23	滝ノ沢上流地区現地観測局 (C 8)	
L-35	入波沢地区現地観測局 (C 9)	
L-37	塩沢地区現地観測局 (C 4)	



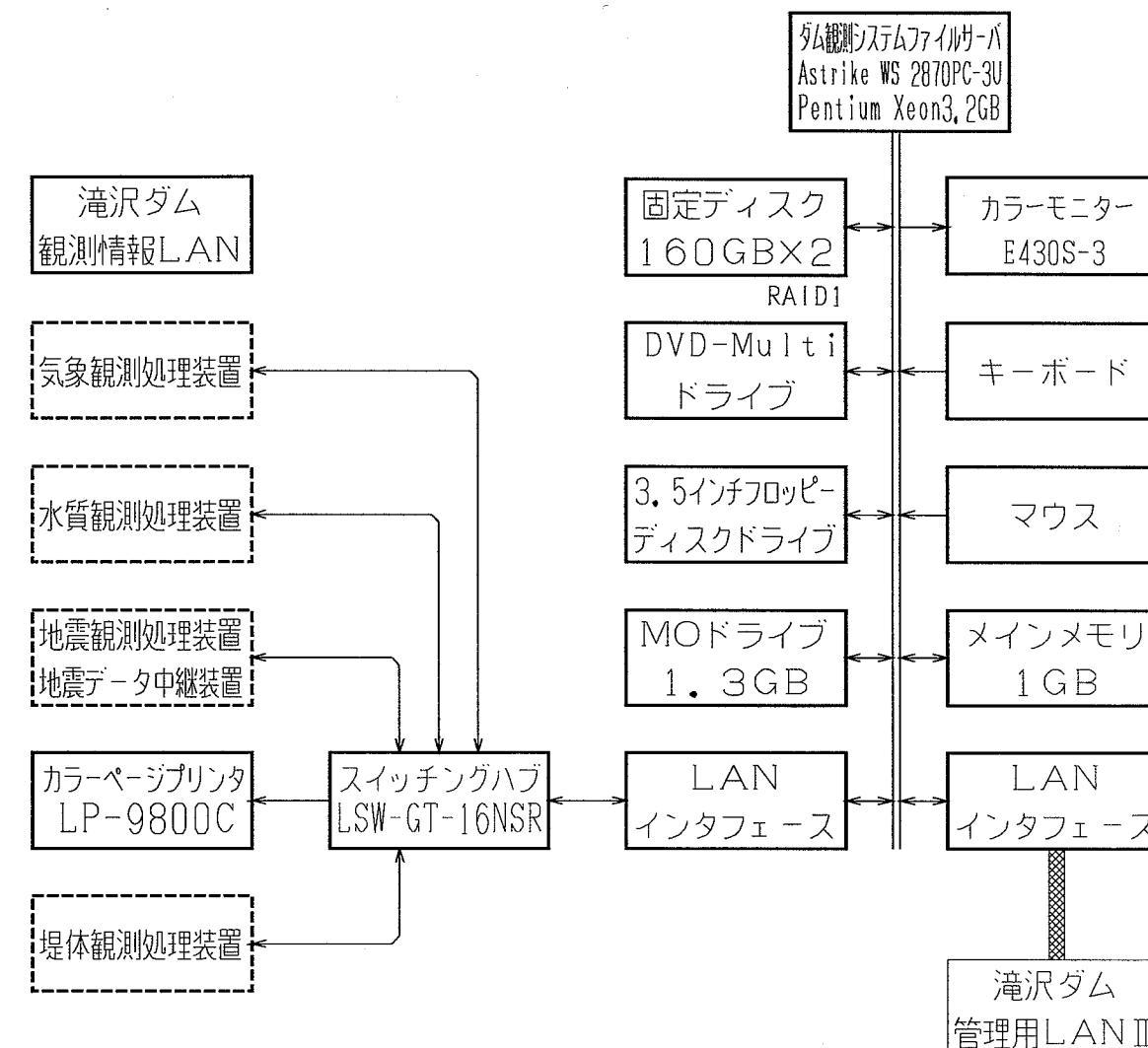
名 称 別図-1

名 称 滝沢ダム堤体観測設備システム系統図

登録番号 整理番号

独立行政法人水資源機構 荒川ダム総合管理

仕 訳 登 録									
年月日	団番登録	履歴事項	担当	承認	年月日	団番登録	履歴事項	担当	承認



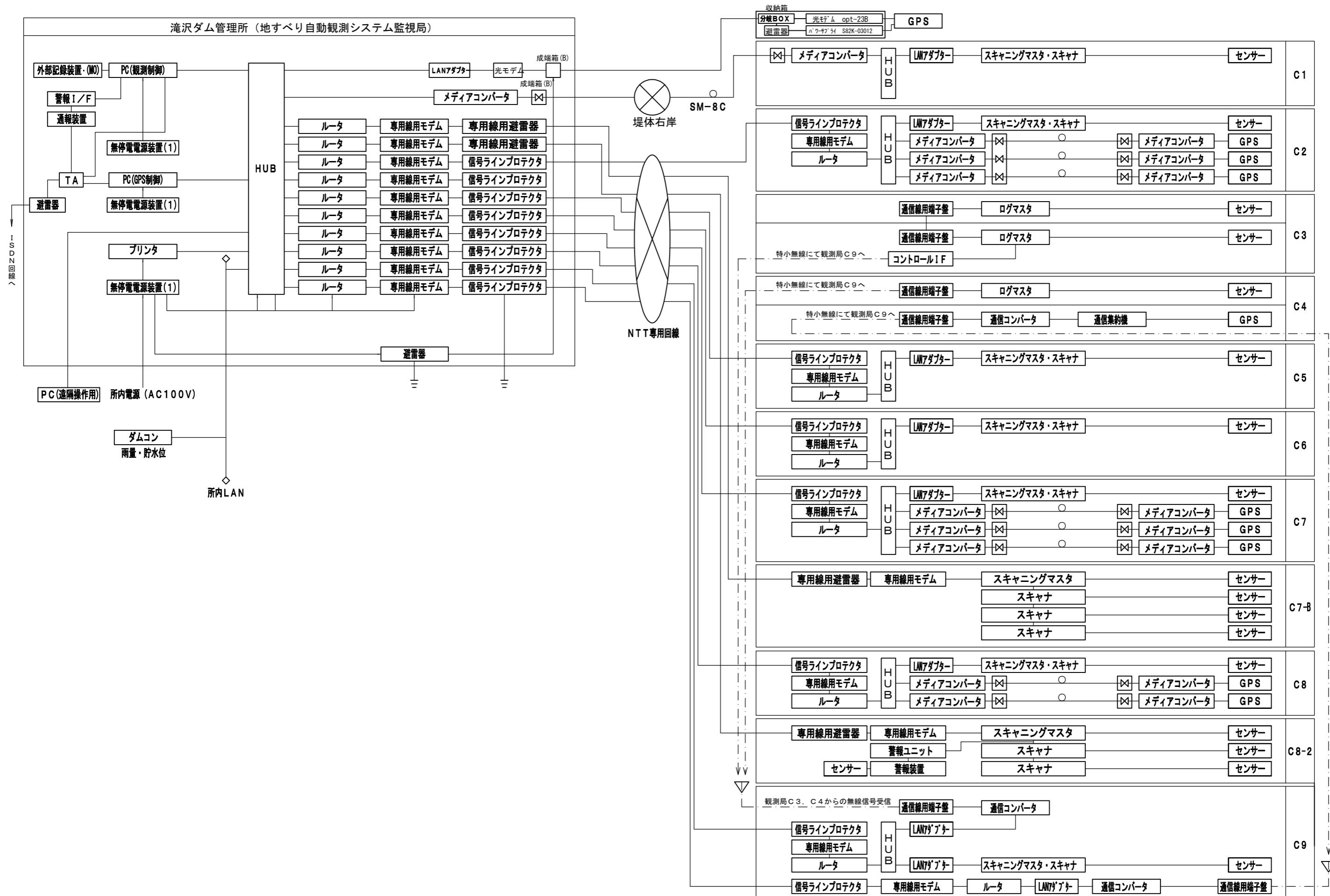
UPS電源
AC100V ±10%、50Hz±3Hz
最大容量：700VA (プリンタを除く各ユニットへ)

商用電源
AC100V ±10%、50Hz±3Hz
最大容量：1.6kVA (プリンタへ)

【注】細線で示す機器は別途工事を示す。

名称 別図-2 ブロック図	
登録番号	整理番号
独立行政法人水資源機構	荒川ダム総合管理所

全体システム構成図



別図-3
名 称 堤体左右岸及び貯水池周辺
斜面観測システム構成図
登録番号 整理番号
独立行政法人水資源機構 荒川ダム総合管理所

【参考図】遠隔監視カメラ設置候補地（滝沢ダム～白川橋）



※地図出典元 : Google Map

名称	別図-4 【参考図】遠隔監視カメラ設置候補地
登録番号	整理番号
独立行政法人水資源機構	荒川ダム総合管理所

【提出様式】

滝沢ダム堤体観測設備他設計業務

○堤体観測システム等更新詳細設計

区分	数量	歩掛参考見積							1式あたり 作業日数 ※1	業務期間 ※1	摘要
		主任技術者	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員			
計画準備	1式										1式当たり
現地踏査	1式										1式当たり
設計図作成	1式										1式当たり
関連機関との協議 資料の作成	1式										1式当たり
数量計算	1式										1式当たり
概算工事費積算	1式										1式当たり
照査報告書の作成	1式										1式当たり
報告書の作成	1式										1式当たり

概略工程表を添付してください。

※1 作業日数、業務期間は平日・土日・祝日を含みます。

【提出様式】

滝沢ダム堤体観測設備他設計業務

○下流河川遠隔監視カメラ設置検討

区分	数量	歩掛参考見積							1設置候補地点あたり 作業日数 ※1	業務期間 ※1	摘要
		主任技術者	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員			
計画準備	1設置候補地点										1設置候補地点 ※2
遠隔監視カメラ設置候補地の現地調査	1設置候補地点										1設置候補地点 ※2
地元調整補助法手続き補助	1設置候補地点										1設置候補地点 ※2
電気配線等の詳細設計	1設置候補地点										1設置候補地点 ※2
工事発注に必要な図面数量及び仕様書等の作成、概算工事費の算出	1設置候補地点										1設置候補地点 ※2
報告書の作成	1設置候補地点										1設置候補地点 ※2

概略工程表を添付してください。**※1** 作業日数は平日・土日・祝日を含みます。**※2** 1設置候補地点あたりの歩掛および作業日数の記載をお願いします。